

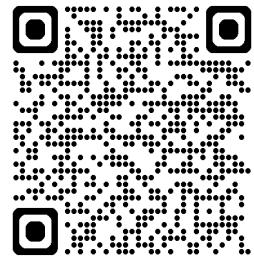
令和6年10月からの 医薬品の自己負担の新たな仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。
- この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。

- ・ 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・ 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- ・ 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）
に関する基本的なこと



※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るために
皆さまのご理解とご協力を
お願いいたします



厚生労働省

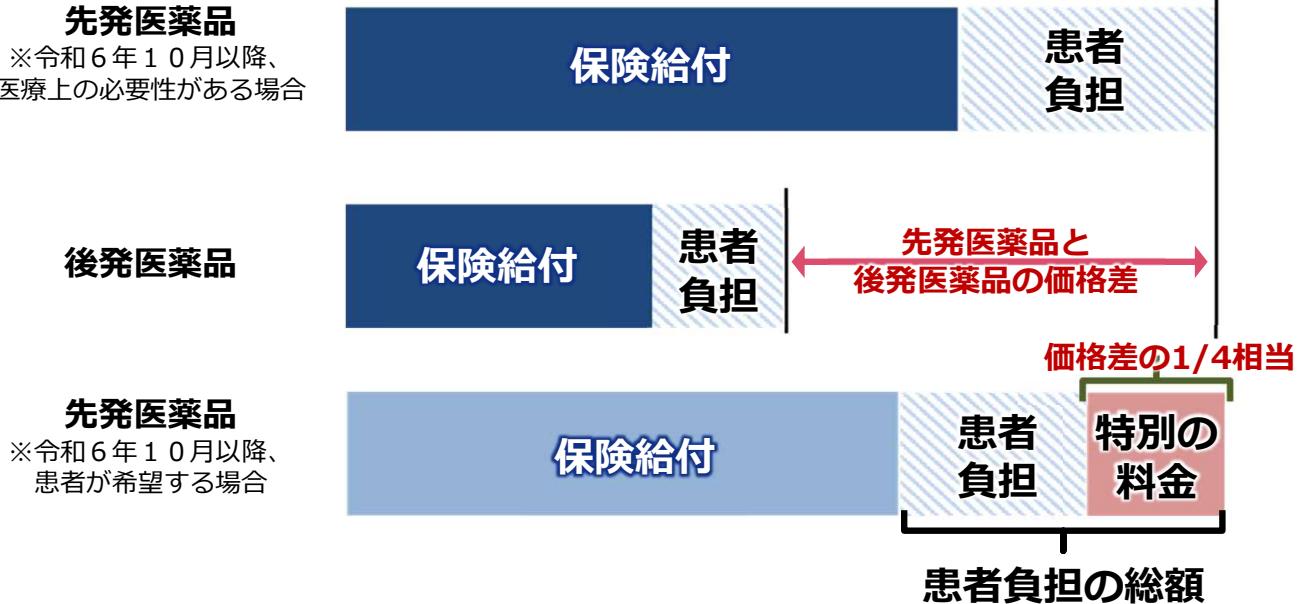
ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

特別の料金の計算方法

先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当を特別の料金としてお支払いいただきます。

例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、

差額40円の4分の1である10円を、通常の1～3割の患者負担とは別にお支払いいただきます。



※「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。

※端数処理の関係などで特別の料金が4分の1ちょうどにならない場合もあります。詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。

※後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。

※薬剤料以外の費用（診療・調剤の費用）はこれまでと変わりません。

Q & A

Q1. すべての先発医薬品が「特別の料金」を支払う対象となりますか。

- A. いわゆる長期収載品（ちょうきしゅうさいひん）と呼ばれる、同じ成分の後発医薬品がある先発医薬品が対象となります。

Q2. なぜ「特別の料金」を支払わなくてはいけないのですか。

- A. みなさまの保険料や税金でまかなわれる医療保険の負担を公平にし、将来にわたり国民皆保険を守っていくため、国は、価格の安い後発医薬品への置き換えを進めています。そのため、医療上の必要性がある場合等を除き、より価格の高い一部の先発医薬品を希望される場合には、「特別の料金」として、ご負担をお願いすることとなりました。これにより、医療機関・薬局の収入が増えるわけではなく、保険給付が減少することにより医療保険財政が改善されますので、ご理解とご協力をお願いします。

Q3. どのような場合に「特別の料金」を支払うことになりますか。

- A. 例えば、“使用感”や“味”など、お薬の有効性に関係のない理由で先発医薬品を希望する場合に「特別の料金」をご負担いただきます。過去に当該後発医薬品において副作用が出たことがある場合等は、医師、歯科医師、薬剤師等にご相談ください。

Q4. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には「特別の料金」が発生しますか。

- A. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には、「特別の料金」を支払う必要はありません。

へき中央薬局

住所：山口県長門市日置中2488-4

開局時間：平日 8時30分～17時15分

土曜 8時30分～12時30分

※日曜・祝日・年末年始は休ませていただきます

緊急時連絡先: 0837-37-5300

○当薬局では、後発医薬品の調剤を積極的に行ってています

○医師の指示に基づき、在宅で療養されている患者さんを訪問して必要な服薬指導を行います

○健康・生活習慣に関するご相談を受け付けています

○新興感染症等の発生時には、自宅療養者に対して薬剤配送・服薬指導、健康観察を実施するための医療提供確保に努めています

当薬局は、健康保険法・国民健康保険法等に基づく保険薬局です

- どこの医療機関の処方せんでも応需します。
- 患者さんごとに作成した薬剤服用歴の記録に基づいて、薬剤師が薬物アレルギーや副作用等を確認するとともに、他の病院・医院から処方された薬剤について重複投与や相互作用等をチェックし、薬剤の服用方法及び保管取扱い上の注意等に関し必要な指導を行います。

当薬局では、厚生労働省が定めた次の施設基準に関して十分な体制が整備されており、必要な構造設備を満たしています。

○かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料

かかりつけ薬剤師として一定以上の研修・経験をつんだ専任の薬剤師が対応します

○在宅患者訪問薬剤管理指導料

医師の指示に基づき在宅で療養されている患者さんを訪問して必要な服薬指導を行います。

○在宅薬学総合体制加算_1

年24件以上の在宅訪問の実績があり、研修を実施するなど良質な在宅医療を行う体制を整えています。

○地域支援体制加算_1

1. 1200品目以上の薬品を備蓄しています。
2. 平日は8時間以上、土曜または日曜のいずれか一定時間以上、かつ週45時間以上開局しています。さらに緊急時には時間外でも調剤・在宅業務に応じることができる体制を整備しています。
3. 職員の資質向上のため、研修の実施や外部の学術研修に参加しています。
4. お薬を安全に使っていただくための情報収集を常に行い、提供できる体制をとっています。インターネットを通じて医薬品情報の収集を行っています。
5. 麻薬を含む処方せんを調剤し必要な指導を行うことができます。
6. 在宅訪問ができます。また在宅医療を行う診療所・病院・訪問看護ステーション等と連携しています。在宅の患者さんに医療材料等を提供することができます。
7. 十分な経験のある管理薬剤師が管理しています。
8. プライバシーに配慮しています。
9. 基本的な48薬効を含めた、要指導医薬品及び一般用医薬品を販売しています。
10. 健康・生活習慣に関するご相談を受け付けています。
11. かかりつけ薬剤師がお薬に関する相談に対応致します。
12. 保険診療にかかる医薬品以外の、市販薬や健康食品を含めた情報提供を行います。
13. 医療安全に関する取り組みの実績があります。
14. 緊急避妊薬を備蓄し、相談や調剤を行う体制を整備しています。
15. 保険薬局の敷地内は禁煙となっています。

○後発医薬品調剤体制加算

後発医薬品の調剤を積極的に行い、後発医薬品調剤体制加算_3 を算定しています。

開局時間：	平日	8時30分～17時30分
	土曜	8時30分～12時30分
日曜・祝日・年末年始は休ませていただきます。		

営業時間外に緊急のお求めで調剤した場合には、時間外加算等の加算がされます。また、次の場合は夜間・休日等加算が加算されます。（平日夜7時以降、土曜日午後1時以降、祝日・年末年始（12/29-1/3）の営業日終日）

当薬局の行っている在宅患者訪問薬剤管理指導について

点数は全て 1 点=10 円です。計算例) 10 点=100 円 (3割負担の方は 30 円、1 割負担の方は 10 円の負担です)

・在宅患者訪問薬剤管理指導料に関する事項

在宅患者訪問薬剤管理指導料

- ・单一建物診療患者 1 人 650 点／回
- ・单一建物診療患者 2~9 人 320 点／回
- ・单一建物診療患者 10 人以上 290 点／回

在宅で療養中の患者様のうち通院が困難な場合、調剤後お宅を訪問して薬剤服薬の指導及び管理のお手伝いをさせていただくことがあります。在宅での管理状況が改善されれば中止可能ですので短期間のご利用もお勧めです。ご希望される場合お申し出下さい。(担当医師の了解と指示等が必要です)

※介護保険適用の方は料金が異なります。詳しくは薬剤師にお尋ねください。

居宅療養管理指導事業所 へき中央薬局

- 指定事業所番号 3541140517
□事業所所在地 山口県長門市日置中 2488-4
□電話番号 0837-37-5300

■■運営規程の概要及び重要事項について ■■

運営方針

要支援・要介護状態にある利用者が、居宅において自立した生活を営むことができるよう、医師の指示に基づいて薬剤師が訪問して薬剤管理をいたします。

指定居宅療養管理指導の内容

- 主治医との連携のもとに、薬学的な管理指導と薬学的管理計画に基づく指導。
- 居宅介護支援事業者（ケアマネージャー）への、居宅サービス計画の作成等に必要な情報の提供。
- 要介護者または家族への、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言。
- その他、療養生活向上のための指導・助言等。

従事者

薬剤師 筑後 彩華

営業日及び営業時間

月曜日～金曜日	8時30分～17時15分
土曜日	8時30分～12時30分
日曜日・祝祭日	休業

※緊急時は上記の時間に限りません。

利用料

单一建物居住者が1人	518円／回（月4回まで）
单一建物居住者が2～9人	379円／回（月4回まで）
单一建物居住者が10人以上	342円／回（月4回まで）
情報通信機器を用いて行う場合	46円／回

※麻薬管理の必要な方は100円追加となります。

※公費により一部負担金が助成されることがあります。

※特別医療を必要とする場合、例外として月8回となることがあります。

苦情処理

居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するよう、必要な措置を講じます。

その他運営に関する重要な事項

- 健康保険法、介護保険法等を遵守し、業務を行います。
- 個人情報に関しては運営規定により利用者に相談のうえ慎重に対処いたします。

令和7年4月
薬局

「個別の調剤報酬の算定項目のわかる明細書」の発行について

当薬局では、医療の透明化や患者様への情報公開を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の調剤報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行いたします。

また、公費負担医療の受給者等で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無償で発行いたします。

明細書には、使用した薬剤の名称が記載されますので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への交付も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。